

「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議（第 20 回）議事録

日時 令和 5 年 11 月 15 日（水）14：04～16：16

場所 オンライン開催 (Microsoft Teams Meeting)

## 1. 開会

○事務局(石井室長)

それでは、総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、洋上風力促進ワーキンググループの第 20 回、それと交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第 24 回の合同開催いたします。

皆様、本日もご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、今、菊池委員が入られておりませんが、途中から参加されることになっていきます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、ご出席いただいている委員の皆様へ事務的に 3 点、お願いがございます。

1 点目です。委員の皆様におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますよう、お願いします。また、発言される時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目です。発言を希望される際は、T e a m s 会議の手挙げ機能で合図をしてください。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただければと思います。

その他、ご不明点等ありましたら、事前にお知らせしているメールアドレスまでご連絡ください。

それでは、これからの議事進行について、山内座長をお願いいたします。山内先生、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。山内でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の合同会議も、一般傍聴についてはインターネット中継による視聴方法により行う

ということにさせていただきます。

それで、本日の合同会議の議題ですけれども、この議事次第にありますように、まず第1に、「青森県沖日本海（南側）」、それから「山形県遊佐町沖」に係る公募占用指針（案）についてです。これが一つ目です。それから二つ目は、セントラル方式運用方針の策定、促進区域指定ガイドラインの改訂に係る論点、これが二つ目、それから三つ目は、洋上風力のEEZ展開へ向けた論点について、この3点ということになります。

それでは、まず初めに資料確認をお願いいたします。

○事務局(石井室長)

それでは、資料確認いたします。

インターネット中継でご覧の皆様は、経産省もしくは国交省のホームページを見ていただければと思います。

本日の配付資料ですけれども、議事次第、委員名簿、それから資料1、2、3、4、あとは参考資料が1、2、3、4と4点ございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

## 2. 議題

(1) 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る公募占用指針（案）について

○山内座長

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、事務局から資料1、これをご説明いただいて議論したいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局

それでは、「青森県沖日本海（南側）」、それから「山形県遊佐町沖」に係る公募占用指針（案）についてご説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、本日ご議論いただきたい内容というところをご覧いただければと思います。

2022年5月から10月にかけて、この合同会議の中で公募プロセスの見直しについて議論いただきまして、昨年10月に、いわゆる運用指針を改訂いたしました。その後、昨年12月には、秋田県2海域と、それから新潟県、長崎県の合計4海域ですね、4区域に係る公募、これは第2ラウンド公募と称しておりますけれども、それを開始して、今年の6月末に締切りを行いまして、現在、事業者選定のための評価を行っている最中でございます。

2023年、今年の10月3日に、いわゆる促進区域に指定をしました青森県沖の日本海（南

側)、それから山形県の遊佐町沖の合計2区域に係る公募、これは第3ラウンドというふうに称していますが、その公募について公募占用指針を策定したいと考えております。

再エネ海域利用法に基づきまして、評価の基準について学識経験者の意見を聞かなければならないというふうにしておりますので、その評価の基準に加えまして、港湾に関する事項、これについてもご意見をいただきたいと思っております。

現在、今申し上げましたとおり、いわゆる第2ラウンド公募の審査中でございます。この審査の結果については、秋田の2区域の港湾の重複が発生するかどうかという、それ次第ではありますけれども、年末もしくは年度末に結果を公表するという方向でございます。

その後ですけれども、ぜひ第2ラウンドの詳細な結果を踏まえまして、この洋上ワーキング合同会議において、第2ラウンドの振り返りを行う会というのを、これを別途設けたいというふうに考えております。今回は、2030年のエネルギーミックスに寄与する第3ラウンドという、この点を踏まえまして、第2ラウンドの評価基準をベースに、速やかに公募プロセスへ移行したいというふうに考えております。

次のページでございます。こちらは、再エネ海域利用法の概要ということで、手順の流れ、フローチャートですけれども、こちらにありますように、今、赤枠囲いをしていますが、促進区域として指定されたエリアに係る公募占用指針について、経産・国交両大臣が作成をするということになっております。

それから、次のスライドでございます。こちらは案件形成の状況をお示したものです。この表のほうを見ていただければと思っておりますけれども、いわゆる第1ラウンドというふうにしております①番から④番については、既に事業者が選定済みで、約1.7GWございます。

赤枠のところは第2ラウンド公募ですけれども、こちらについては、申し上げましたとおり、現在、選定評価中。系統容量ベースで1.8GWございます。これについては別途、今後、選定結果が出た後に、この洋上ワーキング合同会議の中で振り返り、そういったものをしていきたいというふうに考えております。

そして、今回のところすけれども、緑枠のところでございます。この2海域については、系統容量ベースで約1.1GWございます。この海域に係る公募占用指針案について、ご審議いただきたいということになります。

次のスライド、4ページ目ですけれども、こちらが青森県沖日本海（南側）の区域の概要でございます。促進区域の面積約104km<sup>2</sup>程度ということですが、この中から漁港の区域ですとか港湾区域、そういったものが除かれます。

さらに、次の5ページ目でございます。こちらが今年の7月28日に青森県日本海（南側）の法定協議会とりまとめを行いましたけれども、そのとりまとめとの概要でございます。他の海域と同様に、留意事項という形で、全体理念、それから地域や漁業との共存、それから漁業影響調査についてという項目、さらには（3）番ですけれども、発電設備の設置

位置についての留意点、右側へ行きまして、建設に当たっての留意点、それから事業の実施に当たっての留意点、それから環境配慮事項についてということと、一番下、(8)ですけれども、漁業協調、それから地域共生策を通じて、どのようにこの地域の将来を見ていくのかという将来像という、そういう形で構成をしております。

続きまして、6ページです。こちらが山形県遊佐町沖の区域の概要でございます。こちらについては、促進区域が面積約 41 km<sup>2</sup>ということになっております。他の海域同様、こちらは漁港ですとか、あと海岸保全区域を除くという形になっています。

さらに、7ページ目でございます。7ページ目が、この遊佐町沖における法定協議会、これは3月29日、今年取りまとめられましたけれども、その概要でございます。先ほどと同様に、全体理念から将来像まで構成されております。

そして、8ページ目でございます。こちらは公募プロセスの全体像です。これまでと同様でございます。公募占用指針を評価基準、それから供給価格上限等を定めて、公募占用指針を決定してと、そして公募開始に至りという、このプロセスになります。

続きまして、9ページ目です。本日も議論いただきたい事項でございます。

まず一つ目が、促進区域と一体的に利用される港湾についてということでございます。

こちらについては、10ページ目でございます。こちらは事務局の国土交通省からご説明をお願いします。

○事務局(鈴木室長)

国土交通省の港湾局でございます。

それでは、促進区域と一体的に利用できる港湾に関する事項ということでご説明をさせていただきます。

「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき、公募占用指針において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関する情報を記載することとしてございます。

中段の点線のところに参考として書かせていただいておりますけれども、こちらに基づいて促進区域と一体的に利用できる港湾と、その港湾の埠頭とその諸元、利用可能な期間などの利用条件を促進区域ごとに公募占用指針にお示しすることになってございます。

今回の2海域に関する促進区域と一体的に利用できる港湾につきましては、現在、利用施設について調整中でございますので、現時点で港湾名などをお示ししてございませんけれども、公募開始時の公募占用指針には、ほかの海域と同様に、港湾名、埠頭の諸元、利用可能期間などを記載したいと考えてございます。

それから、二つ目のポツのところでございますが、今回につきましても、公募占用指針でお示しする港湾以外に、事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合には、その活用が認められるということにしたいと考えてございます。

それから、ページの下段のほうに、参考までに基地港湾に指定済みの5港の概要を添付してございますが、詳細のご説明は割愛させていただきたいと思っております。

促進区域と一体的に利用できる港湾に関する事項の説明は以上になります。

○事務局(石井室長)

続きまして、11 ページ目でございます。本日もご議論いただきたい事項の大きな(2)番、二つ目ですけれども、こちらは評価の基準についてでございます。

次のページですけれども、12 ページ目です。評価の基準についての基本的な考え方ですけれども、二つ目のポツにありますように、この青森県沖の日本海(南側)と山形県の遊佐町沖の2海域に係る、この公募の評価基準ですけれども、こちらについても運用指針、先ほど申し上げました改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づいて評価の基準を定めることとして、補足的に定める必要がある事項、「事業計画の迅速性評価の基準」、それから「各評価項目の考え方」についてご議論いただきたいと考えております。

いわゆる第2ラウンドでは、落札制限というものを設けました。これについては、昨年10月14日の第16回の合同会議の中で、落札制限の対象とする公募については、現時点では、すなわち当時の話ですけれども、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖、いわゆる第2ラウンドですけれども、この4海域のみとすると。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、落札制限の適用を検討するというふうにしていた点を踏まえまして、この第3ラウンドについては、先ほど申し上げましたけれども、区域の合計系統容量が1GWを大きく超えることはございませんので、適用しないというふうにしたいと思います。

それから、供給価格上限額に加えまして、ゼロプレミアム水準、こちらは下に※を振っておりますけれども、供給価格点の評価ですけれども、事業者が提案する基準価格が市場価格を十分に下回る一定価格、これはゼロプレミアム水準と呼んでおりますけれども、それ以下の場合一律120点として評価をします。第2ラウンド公募ではゼロプレミアム水準は3円/kWhというふうに設定をしておりました。この具体的な値、こういった値等については、これはFIP制度の価格設定に関わる議論でありますので、これは合同会議のmatterではなくて、第2ラウンドの公募と同様に、「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定するというふうにしております。

具体的な算定委の意見については、昨日、算定委を開催しております、次ページ、13ページのとおりでございます。

こちら、昨日の算定委の意見ですけれども、下にありますように、まず供給価格上限額については、両海域共に18円/kWhとして事前公表すると。

それから、2番のゼロプレミアム水準ですけれども、これも第2ラウンド公募と同様に、2016年以降の市場価格の推移をメルクマールとして、3円/kWhという形とすると。

それから、3番の保証金ですけれども、これも第2ラウンド公募と同様の金額・支払い期限・没収事由、これには運転開始遅延に伴う没収事由も含まれますけれども、第2ラウンドと同様にします。

そして、出力の量の基準ですけれども、第2ラウンド公募と同様に、上限は設定せずに、下限についてこのように設定するという形になっております。

続きまして、14 ページ目でございます。こちらは評価基準・評価方法の概要、全体像です。これも第2ラウンドと同じでございます。

まず左側、オレンジのところですが、供給価格点については120点満点で計算をいたします。

そして、右側です。事業実現性に関する要素についても120点満点の価格と定性点定性、1対1という形を取っています。

そして、この右側の120点がさらに実施能力の80点と地域等の波及効果という40点という形になります。この80点のほうについては、運転開始のタイミングを評価する迅速性20点、それから計画の基盤的な要素を評価する20点、それから計画の実行性を評価する20点、あとはサプライチェーンの強靱性等を評価する電力安定供給20点という形で構成をしております。迅速性のところについては、単に早ければいいということではなくて、左側、吹き出しに書いてありますけれども、迅速性の評価点については、この計画の基盤面と計画の実行面の評価点の合計点が5割未満の場合は0点になる。5割以上の場合であったとしても、運転開始時期に応じた点数に対して、この基盤面と実行面の合計の点数割合、配点40点に対する点数の比率、割合を乗じた値を迅速性の評価点とするという、これは第2ラウンドと変わらずという形にしております。

そして、15 ページ目が、実現性に関する評価項目の内訳を列挙したものになっております。

そして、16 ページ目でございます。この実現性の評価の考え方ですけれども、こちらは迅速性を除いた形での考え方、一般的な考え方をお示ししたのですが、大きく二つに分かれます。事業実施能力関係と、それから右側の地域調整、波及効果関係ですけれども、それぞれの評価項目について、評価区分、「トップランナー」から「失格」まであります。下から二つ目の「最低限必要なレベル」をご覧くださいいただければと思いますけれども、この「最低限必要なレベル」を満たしていなければ「失格」と。満たしていれば上に上がっていく形になります。「良好」と。「良好」をさらに満たしていれば、その中から条件を満たすものが「ミドルランナー」、さらに「ミドルランナー」の水準を満たすものから、さらに「優れている」を満たすものは「優れている」という形で上に上がっていく、そういう評価の仕方となります。

続きまして、17 ページ、ご覧いただければと思います。こちらは、事業計画の迅速性の評価基準でございます。こちらについて、国交省さんからお願いします。

○事務局(鈴木室長)

説明させていただきます。

まず、1 ポツ目でございます。2030 年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価するという観点から、2030 年度までに運転開始を予定している提案について、迅速性を評価することとして、一体的に利用できる港湾の利用可能期間などを踏まえた

段階的な評価基準を設定したいと考えております。こちら第2ラウンドと同様の考え方でいこうと考えておりました、次のページをお願いします。

青森県の日本海側南、山形県の遊佐町沖共に、利用港湾について、現在、調整中でございますけれども、考え方としては、前回第2ラウンドと同様の考え方に基づいて段階評価を設定したいと考えてございまして、第2ラウンドのときの考え方をご参考ということでお示しをしてお説明をしたいと考えてございます。

上のほうの最初に書いてございますけれども、最速の運転開始期間は基礎設置・風車据付け等の標準的な海上施工期間などを考慮し、促進区域と一体的に利用できる港湾が利用開始できるようになった後2年9か月目と想定をいたします。その中で、早期の運転開始の提案を促す観点から、想定される最速の運転開始時期に対して、さらなる事業者の創意工夫（6か月）を考慮し、満点となる運転開始時期を区域ごとに設定という考え方でございます。

一例として、下の図で青い線で描いております第2ラウンドの秋田県沖の海域の事例で説明をしたいと思っております。まず、2030年度末までの提案について迅速性を評価することになりますので、2031年4月からは評価点がゼロになります。2031年4月以降の運転開始という提案に対しては評価点がゼロということでございます。こちらの最高評価点20点に関しましては、標準的な施工期間として、先ほど申し上げました2年9か月ということをお踏まえて、こちら下のほうに秋田港ということが、黄色い帯で描いてございますけれども、秋田港の利用開始が2025年4月以降利用開始できるという前提の下で、2年9か月ごとということになりますと、2027年12月ということになり、これが想定される最速の運転開始時期ということになります。この時期から事業者の創意工夫より半年以上早める提案をした場合は最高評価点という形で設定をいたしておりました。すなわち、この上の階段状のグラフで2027年7月と書いてございますけれども、この部分が2027年7月以前に運転開始した場合には満点という形で、満点の事業をする設定をしたということでございます。そして、この最高評価点20点からその後の段階評価の幅ということにつきましては、この最高評価点のところから1年ずつを取った幅で階段といいますか、段階を設定していくというような形で段階評価を設定してございまして、31年4月のところでゼロになるという形で設定しておったものでございます。今回の2海域につきましても同様の考え方に基づいて最高評価点を設定いたしまして、1年ずつの幅を取っていくという形で段階評価を設定したいと考えてございます。

では、前のページにお戻りいただけますか。2ポツ目でございますけれども、この迅速性評価に関しましては、先ほどご説明がありましたとおり、事業計画の基盤面・実行面の評価点などを踏まえた重みづけを行うということになってございます。

それから、3ポツ目でございますけれども、迅速性評価の基準に照らして、この迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転しなかったことというものが保証金の没収事由に含まれるということにつきまして、先ほど「調達価格等算定委員会」のほうでのご説明の

中にありましたとおりでございます。

事業計画の迅速性評価の基準についての説明は以上でございます。

○事務局(石井室長)

続きまして、19 ページ目でございます。こちらはその他各評価項目の考え方ですけれども、こちらは第2ラウンドの公募占用指針と同じ内容になっております。事業計画の実現性ですけれども、こちらは計画の基盤面について。こちらは事業実施体制・事業実施実績(10点満点)ですけれども、これについても洋上風力発電事業の実績の有無ですとか、効率的な事業実施体制の構築、それから事業継続に係るリスク管理などの事業の基盤的要素を評価するものですけれども、下の表を見ていただきまして、一番下の「失格」から「トップランナー」まで評価区分が分かれてございます。この中で「良好」のところには、評価の考え方にありますように、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が「優れている」と評価されれば「良好」なわけですけれども、このリスクシナリオ自体が、次のページ、20 ページ目です。公募占用指針で示すリスクシナリオは、ここにありますように、事業実施体制・事業実施実績に関するものとしては、緊急事態の対応体制不備ですとか、コンソーシアムの実施体制構築不全といったようなものを挙げております。これも第2ラウンドの公募占用指針と同一になります。

続いて、21 ページ目です。こちらは事業計画の基盤面の中の資金・収支計画の10点満点のものですけれども、これは資金調達や資金の返済が適切な計画か、それから、O&Mを実施するための運転資金や撤去費用について確保できているか、インフレなど様々なリスク要因を踏まえた財務計画が立てられているかといったものを評価します。

この評価区分、下を見ていただきますと、こちらで言うと、「優れている」の7.5点のところと同じように公募占用指針で示すリスクシナリオというものが評価の考え方に入っておりますけれども、こちらについては22 ページ目でございます。

資金・収支計画に係るリスクシナリオとしては、追加資金調達の発生ですとか、あとは運転開始以降のキャッシュフローに関するリスクシナリオというものをこちらで設定しております。

続きまして、23 ページ目です。こちらは事業計画の実現性に関する評価、その中でも実行面のところですが、実行面については大きく運転開始までの計画と運転開始以降の計画に分かれますが、こちらは運転開始までの計画、15点満点でございます。スケジュールですとか配置計画、それから設備構造、施工計画、工事工程といったものを評価しますけれども、こちらはプロジェクトが確実に運転開始までに至れるかどうかというものを評価する項目でございます。

この下の表をご覧いただければと思いますけれども、評価区分の中の「良好(3.75点)」のところですが、こちらについても公募占用指針で示すリスクシナリオというものがございまして、これについては、次の次のページです。次のページは、これは「最低限必要なレベル」の評価ですので、25 ページ目でございますけれども、リスクシナリオとして、



許認可のプロセスが難航するですとか、設計変更、それから船舶等の調達難航というものが示されております。

続きまして、26 ページ目です。こちらは運転開始以降の事業計画（5点満点）になります。これは運転開始以降ですのでO&Mですとか、あとは撤去計画、そういったものの実現可能性を評価するものになります。

こちらについても「失格」から「トップランナー」まで区分を示しておりますが、これは第2ラウンドと同じになっております。「良好」のところ、1.25点を見ていただければと思いますけれども、こちら公募占用指針で示すリスクシナリオがあります。それが27ページ目になります。

運転開始以降の事業計画については、リスクシナリオについては二つに分けておりますけれども、風車基幹部、これはローター・ナセルですけれども、それから海底ケーブルの損傷に関するリスクシナリオというふうにしてあります。

そして、28 ページ目です。電力安定供給、これは20点満点ですけれども、こちらは今後形成される国内の洋上風力サプライチェーンに関しまして、電力の安定供給に資するようなサプライチェーンになっているかという観点で評価をするものです。

これも同じように「失格」から「トップランナー」に分けておりますけれども、「良好」のところにリスクシナリオがございます。

このリスクシナリオは、次のページ、29 ページですけれども、電力安定供給については、部品調達、船舶調達、人員確保というふうにしてあります。

それから、30 ページ目です。こちらは各評価項目のうち、関係行政機関の長等との調整能力ですけれども、この10点満点については、この後出てくる評価項目もそうですけれども、都道府県知事が実際に公募占用計画の中身を見て、それで国に対して意見を出していただくと。そのご意見については最大限尊重して評価をする項目になっております。したがって、そこの下に※でありますけれども、ここでお示しをしている評価区分は、最終的には知事意見を優先して評価をすることになりますが、仮に知事意見がない場合ですとか、もしくは合理的な理由が知事から示されなかった場合については、この評価の表の中の②以下で示されている評価の考え方に基づいて評価をするというものです。これも第2ラウンドと同様になっています。

次のページです。31 ページ目です。こちら知事の意見を最大限尊重して評価をする項目でございます。こちらは周辺航路、漁業等との協調・共生に関する10点満点ですけれども、こちら先ほどと同様です。

続きまして、32 ページ目です。こちら都道府県知事意見を最大限尊重して評価する項目です。こちらは地域経済波及効果についての10点満点というふうになっています。

そして、次の33 ページ目ですけれども、これも第2ラウンドと全く同じですけれども、知事意見聴取手続の進め方でございます。これは第1ラウンドの評価をした際に、地元の法定協議会構成員の方々が各提案の内容について見ることなく知事が評価をされたという

ことがございましたので、実際にその法定協議会の構成員の方を中心に、地元の方々が公募占用計画の中身をしっかり見ていただいて、その上で知事のご意見をまとめていただくというプロセスを入れることが妥当であろうということから盛り込んだプロセスですけれども、公募の公平性・公正性が担保された形で、関係市町村、漁業関係者等の意見を適切に踏まえながら、知事から国に意見をいただくという観点で入れた措置でございます。実際は、どの公募参加者が出ているかとか事業者名は伏せた形で、固有名詞は伏せた形で実際は共有をしてございます。このようなやり方を引き続き第3ラウンドでも実施していきたいと考えています。

そして次、34ページ目でございます。こちらは国内経済波及効果ですけれども、10点満点です。こちらは国内経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価するものでございます。こちらの評価の考え方も第2ラウンドと同じ形になっております。

そして、35ページ目でございます。本日、洋上ワーキング合同会議でご審議いただき、まとめましたらでございますけれども、公募開始までの主要なスケジュールというものをお示ししております。予定でございます。本日の洋上ワーキング合同会議の後、再エネ海域利用法に基づきました意見聴取がでございます。具体的には県知事のご意見です。今回のケースですと、青森県知事と山形県知事になります。その県知事からご意見いただく際に、知事意見の評価基準、先ほどございました3項目30点分点ですけれども、その評価基準も合わせて意見聴取という形で国に提出いただくこととなります。

それから、学識経験者の意見聴取を経た上で、公募占用指針案に関するパブリックコメント、それから、いただいたパブリックコメントに対するコメントの回答した上でですけれども、公募占用指針の公表、すなわち公募開始という形に進めていければというふうに考えております。

本件については以上でございます。

○山内座長

はい、いろいろありましたね、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、議事討論とさせていただきます。

先ほど、指示があったように発言ご希望の方は手挙げ機能で反応していただければと思います。それから、発言以外はビデオオフで、音声ミュートで、こういうふうにしていただきたいと思います。

どなたかご発言のご希望はいらっしゃいますか。

チャットはどなたか。

○事務局(石井室長)

チャットもございません。

○山内座長

ないですか。今、手が挙がりましたね。

○事務局(石井室長)

桑原委員、それから加藤委員が手を挙げておられます。

○山内座長

それでは、桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。事務局からのご説明、ありがとうございました。先ほどご説明にございましたけれども、2030年度のエネルギーミックス目標に向けた案件形成の時間軸からしますと、第2ラウンドの結果が出るまで、まだしばらく時間がかかりそうですので、その前に第3ラウンドの公募占用指針を定める必要がある、そうすると、第2ラウンドに際して用いた評価基準と同様の基準で進めるということについては、そのようにするしかないといえますか、そういう進め方しかないかなと思っておりますが、第2ラウンドに際しては、かなり意見も分かれた中で評価基準の改訂が行われておりますので、先ほどお話がございましたように、第2ラウンドの結果が出た後の振り返りは、ぜひ丁寧に行っていたいただきたいと思います。必要に応じて、事業者の意見を聞いていただくなど、さらなる調整が必要な事情が出ましたら、また改めて議論をしながら、よりよい制度を目指していくことが重要ではないかと考えております。

今回のご提案をいただいた個別の基準については、第2ラウンドの基準に準じているということで、特にコメントは申し上げませんが、1点だけ、12ページに記載されている落札制限については、今回、合計系統容量が1GWを大きく超えるものではないということで整理がなされており、いずれにしても今回、落札制限を入れるといった話にはならないということではあると思いますが、そもそもこれ自体が黎明期に限っての話ということでもございましたので、これも第2ラウンドの結果が出た上でということになるかとは思いますが、これをそもそも残すのかどうかも含めて明確化をし、将来的な予見可能性を高めしていくことが重要ではないかと思っております。

それから、洋上風力の早期導入を促進する、迅速な導入を目指していくというためには、事業者側の努力だけでなく、セントラル方式の早期導入や利用港湾の整備等、事業環境をしっかりと整えていくことも重要でございますので、この点は引き続きのご尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。加藤委員、ご発言ください。

○加藤委員

ご説明いただき、ありがとうございました。第2ラウンドと基本的には同じ方法だということで、私も基本的には賛同します。一つ質問があります。30ページ以降で出てくる都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目のところ、※が一番下についていて、

公平性・公正性の担保を前提に、関係者の意見を知事意見に反映できる仕組みとするとあり、33 ページ目で今回、少しご説明をいただいたのですが、さきほどのお話では、関係者の意見を十分聞かないで知事が意見を言うことがあったかのようなご説明がありました。もちろんそうならないように国が意見照会をするときにアドバイスするということだとは思いますが、それでも、うまくそれが機能しない場合には、どのようなサポート、あるいはきちんと意見を聞くようにお願いすることになるのでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。事務局からのご回答は全ての発言が終わってから事務局からお願いしたいと思います。

それでは、次に原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございます。政策投資銀行の原田でございます。

私も桑原委員のご意見と似たようなところと、あともう一点の港湾について、ちょっと申し上げたいと思います。制度の継続性、予見性の観点から、第2ラウンドから不必要な変更というのがほとんどなくて、同様なものを適用しているというのは非常によろしいかなと思いますので、今回の変更には基本的に賛成をさせていただきます。ただし、振り返りというのが重要という桑原委員のご指摘については全く同感でございますので、よろしく願いいたします。

港湾につきましては、基地港湾のあり方検討会において、将来の風車の大型化を見据えれば、50万kW規模の発電所に必要な面積として、保管エリアも含めて、いろいろな場合分けはありますけれども、基本的に約30haが必要という、また、地耐力も本船クレーンの場合10t、それから浮体については、さらに地耐力の強化が必要とお示しいただいたところです。現在の基地港湾について、今後、また指定する埠頭において、今、5haとか8haという数字が出ておりますけれども、これを必要な面積を確保するために周辺地域の利用等により、アセンブリや保管等の作業の用地をしっかりと確保していただいて、あり方検討会で示されたプランが実行されることを担保していただきたいというふうに思っております。例えば新潟港などでは、臨港道路を埠頭用地として用途変更して、岸壁と一体的に利用できるような形で十分な作業面積を準備いただいているような計画変更もされて、非常にいい例だと思うんですけども、すみません、ちょっと途切れてしまいましたが大丈夫でしょうか。現行の12MW、13MW級から、これから15、18、さらには20というふうに大型化していくのでしょうかけれども、そのたびごとに少しずつ投資をしていくというのは、結果として投資の重複や非効率が生じるのではないかなというふうに懸念しております。ですので、ある程度長期的なところを、将来のプランを見据えた上で投資をしていただくということが効率的かなと思います。もちろん港湾管理者というのは県や市と

ということになるんでしょうけれども、国レベルでも港湾管理者と必要な調整や財務的な支援というの、ぜひタイムリーにお願いしたいと思います。

さらに、この風車の大型化のスピードは、私どももラウンド1が始まる前に予想していたよりもちょっと前倒しで早く進んでいるように感じておりまして、そういう意味でも港湾の強化というものが前倒しする必要性が出てくるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにご発言のご希望はいらっしゃいますか。

それでは、石原委員ですね。石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

聞こえていますか。

○山内座長

はい、大丈夫です。

○石原委員

石原ですが、私も基本的に皆様と同じ意見なんです、第3ラウンドの公募指針は基本的に第2ラウンドと同じとすることに賛成です。第2ラウンドの結果が出ましたら、ぜひレビューをしていただき、必要に応じて、また議論させていただきたいと思います。個人的に、先ほど資料の中にもあるように、昨日ですか、コスト算定委員会のほうで今度の上限価格、あるいはゼロプレミアムの水準も私の理解では前回、第2ラウンドと同じですが、特にゼロプレミアムの水準を達して120点になり、どこまで120点になっているのか。この部分がどういうコストに最終的に影響するのかをレビューをしていただきたいです。この件については、公募がまだ終わっていないですから何とも言えないのですが、この辺については一つの大きなポイントではないかと思っています。現時点では、そういったことも議論することができないんですが、第2ラウンドの結果が出たらこういったところも含めて、またレビューをし、検討していただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにはいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから、ご質問もありましたのでご回答含めてコメントいただければと思います。

まずは経産省のほう。

○事務局(石井室長)

まず、経産省のほうから回答させていただきます。

桑原委員、石原委員から公募評価制度の見直しについてコメントをいただきまして、ありがとうございます。評価制度は、まさにご指摘のとおりでして、よりよい制度にしているために、不断の見直し、これが極めて大事だと思っております。第2ラウンドでは、今回の公募評価制度の見直しの中で、選定された事業者、それから選定されなかった事業者を含めて公表していく範囲をかなり広め取る方向で見直しをいたしました。したがって、年末ないしは年度末以降になりますけれども、第2ラウンドの結果が出た後に、この公表される詳細な項目の中身をベースに、この合同会議の中でしっかり振り返りを行っていきたいというふうに考えております。

それから、早期導入について、こちらは桑原委員からご指摘いただきましたけれども、事業者のまさに早期導入に向けた取組、これも大事ですけれども、ご指摘いただいたとおり、国によるセントラル、そういったものもしっかりやっていく必要があると考えています。この会議ではないですけれども、今、環境省さんのほうの会議でもアセスメントについてのセントラル化の検討も進められておりますし、それから、風況・海底地盤の調査についてもJOGMECによるセントラル制度というものを既に実施しております。今年から、それから来年から開始するところ、合わせまして、全て今6海域決まっております。国としてもしっかり取り組んでまいります。

それから、加藤委員からご指摘いただいた点ですけれども、知事のご意見の話ですね。これは知事からいただくご意見の中身もさることながら、大事なのはプロセスがしっかり踏まれているかということだというふうに考えています。国としても、実際、地元で開いております法定協議会構成員の方、その方々と提案されている事業者との利害関係の確認をしっかりした上で、どの範囲にしっかり声を聞いているのかという、そういったところを国としてもよく見ております。いずれにしても第2ラウンド、これは第1ラウンドから見直した結果を踏まえて実施しているものですが、第2ラウンドの評価結果が出て公表された後に、先ほどの桑原委員、石原委員のコメントもありましたけれども、しっかりプロセスを見て振り返りをしていきたいというふうに考えております。

経産省からは以上です。

○山内座長

それでは、国交省のほうからお願いできますでしょうか。

○事務局(西村技術参事官)

じゃあ、国土交通省でございます。

原田委員からご指摘あった大型化等を踏まえた効率的な整備ということでございますが、指定済みの基地港湾につきましては、施工上の工夫を行うことで大型風車、15MW級ぐらいいままでに対応できる岸壁の面積とか地耐力を確保していることを確認しておりますけど、さらなる大型化、あるいは浮体式への対応などにつきましては、現在、基地港湾のあり方検討会において検討しているところでございます。国土交通省としては、洋上風力発電の導入促進に向けて、今後もウインドファーム全体の整備などの効率性の確保にしっかりと

取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ご発言された方、よろしいですかね、今、お答えいただきましたけども。ということでよろしゅうございますかね。ありがとうございました。

それでは、この議題につきましては、一つは基本的に、評価基準は示されたとおりということでお願いしたいというふうに思います。

それで幾つかありますが、迅速性評価の基準についてですが、これは一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえた段階的な評価基準を設定するとうまくいくと。

それから、落札制限についてもいろいろ議論が出ましたが、今回は落札制限について、区域の合計の系統容量が1GWを大きく超えないということで適用しないということをお願いしたいと思います。

そういうことで、よろしゅうございますかね。はい。

(2) セントラル方式運用方針の策定、促進区域指定のガイドラインの改訂に係る論点について

○山内座長

それでは、次の議題、二つ目の議題ですけれども、セントラル方式についてですね。これは資料の2、それから参考資料1、2、3ですか、これのご説明をお願いいたします。

○事務局(石井室長)

はい、承知しました。続きまして、資料2、ご覧いただければと思います。これはセントラル方式の運用方針と、それから促進区域指定ガイドラインの改訂についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これまでの経緯にも触れながら、本日もご議論いただきたい事項をお示ししておりますが、こちら1ポツにありますように、今年の1月30日の第18回の合同会議で、セントラル方式の制度の考え方、それから方向性を明確にすることを目的に、運用方針の骨子をお示しました。あわせて、JOGMECが実施するサイト調査の基本仕様の暫定版を提示しております。今後、これらの本体版、それを策定していく必要がございます。今般、この運用方針案とサイト調査の基本仕様案を作成いたしております。本文そのものは、今日の参考資料1、2でありますけれども、本日、この資料では概要をお示ししています。

それから、2点目が、第19回の合同会議、これは今年の6月16日ですけれども、合同会議の中では、「系統確保スキーム」の見直しの議論、それから案件形成に関する取組をご報告しております。これらの内容に加えまして、これまでこの促進区域指定ガイドラインに基づいて制度運用してきておりますが、様々な論点が出ておりますので、今般、この

基準となる考え方について、改めて整理をしたいと考えています。これらに関する主なポイントについて、本日お示しをします。

下にありますように、まずセントラル方式と、それからサイト調査の基本仕様については3点、それから、促進区域指定ガイドラインについては、そこにありますように6点、ポイントがございます。詳細は次のページ、2ページ目以降です。

まず、セントラル方式に関する話からですが、調査対象区域の選定に当たっての必須事項のうち、地元調整状況に関する要件についての見直しをしたいと考えています。これはどういうことかといいますと、今後、案件形成を促進していく観点から、調査対象区域を継続的に選定していくことが重要になります。ただ、一方で、都道府県からは、作業上の調整が生じている者から、調査を実施することに対する理解が得られているという、そういう要件についてはハードルが高いというご指摘があります。調査を実施することが、結果的には地元関係者の理解醸成につながっているという、そういう事例もありますので、最初から調査を実施することについて理解が得られているという、そういう要件を課すのではなくて、都道府県の主体的な関与を前提に、情報提供時点における地元調整の要件を変更してはどうかというふうに考えています。

それが下の点線枠囲いの中ですけれども、1)に選定に関する必須事項がありますが、赤字で記しているところ、ここが主に変更している点です。ここは、対象区域における調査実施に対する調整への着手ということにしてはどうかというふうに考えています。

あわせて、考慮事項では、今まで出力規模を示しておりましたけれども、風況についても加味してはどうかというふうに考えています。

続きまして、3ページ目です。これも選定方式の関連ですけれども、JOGMECから提供する調査データの取扱い・提供方法についてでございます。

JOGMECが調査で取得する風況ですとか海底地盤に関するデータですけれども、これはセキュリティー面でも適切な対応が求められます。

このため、現在、JOGMECで、今年ですけれども、システム的设计に係る調査事業を実施しております、JOGMECから公募に参加する事業者に対して調査データを提供する際に、データの不適切利用を防止するセキュリティー対策を講じると。それから、データを利用する事業者側のユーザビリティですとか、データを運用・管理するシステムのコスト合理性、そういったバランスに配慮したシステム構築について検討しております。

具体的には、全ての通信アクセスを信頼しない、いわゆる「ゼロトラスト」の考え方がございますけれども、これに基づいて、データの暗号化ですとかアクセス権管理、それから多要素の認証を通じたデータ利用者の特定、利用権限の制御、漏えい時に追跡可能なログ管理というものを考慮した情報提供システムを検討しているという状況でございます。

続きまして、4ページ目です。これはJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様に関する話です。

今後、浮体式を対象とした海底地盤調査というものが出てくると考えています。ただ、



浮体式に関する議論は、これ途上でありまして、その形式ですとか係留設備については多くのパターンが存在しています。基本設計の段階から、この方式やアンカー形式について検討している例が多いんですけども、海底地盤調査で必要となる、その水準についても、この形式や方式によって大分異なっております。

ただ一方で、セントラル方式でサイト調査しますけれども、これは事業者が決まる前の公募の前段階で実施をするものですので、当然、浮体形式が未確定であります。それを前提に調査計画をJOGMECのほうでは立案していくことが必要になります。

したがいまして、3番にありますように、浮体式を対象とした調査計画の検討について、選定事業者が調査費用を負担するという点を考慮しながら、海底地盤調査の要求水準、これをどのように決定すべきかということが論点になります。

この点について、JOGMECが10社以上に対してヒアリングをしました。各社の基本的な考え方、次のページに出てまいりますけれども、これを踏まえてなんですが、共通項となる基礎的な内容を基本仕様で整理しつつ、有識者の意見ですとか事業者ニーズ、これを個別に聴取していくこと、それによって調査区域ごとに作成する「個別仕様」の中で確定していくということにしたいと考えています。

個別仕様を作成する際は、外部有識者で構成されます委員会において助言を得るとともに、発電事業者を対象にした説明会ですとかアンケート、これを通じてニーズの把握、意見集約を図っております。

次のスライドは、ヒアリングした結果でございます。中身は割愛いたします。

次のページ、6ページ目です。こちらはご参考ですけれども、浮体式の基本仕様として想定する際、内容のポイントでございます。

調査内容を大きく分けて、下の風況・気象海象を入れて4項目ございます。それぞれの項目についての調査仕様と留意事項というものをお示ししてはございますが、こちらは基本仕様から関連する部分を要点として記載したものでございまして、詳細は参考資料の2でご覧いただければと思います。当然、これはあくまでセントラル方式で、事業者の基本計画の策定等に必要情報を提供するという目的でやるものですので、国が促進区域を指定する際の基準、それに適合しているかどうかという判断するための調査とは要求水準が異なるという点については申し添えます。

続きまして、7ページ目でございます。こちらもご参考です。こちらは、現在、JOGMECがセントラル方式に基づいてサイト調査を進めておりますけれども、事業者選定後の詳細設計以降のプロセスについても最適化を図っていきたいというふうに考えておまして、JOGMECとしては、このセントラル方式に基づく調査計画を検討する段階から、将来、事業者が受ける登録の適合性確認機関との連携を進めていきたいということで、基本協定を締結してございます。ご参考としてつけております。

続きまして、8ページ目でございます。ここからは促進区域指定ガイドラインに関する話になります。

こちら指定基準の第1号が、自然的条件、出力量についての扱いなんですけれども、促進区域指定における自然的条件、出力見込みについては、これは制度を設計した当初、これは2019年2月のまさに合同会議ですけれども、その頃の議論では、予見可能性の観点から目安を示すことは望ましいけれども、この数値に縛られずに改めて見直しを行うというふうにしておりました。

今回、ガイドラインを改訂するに当たりまして、これまでの促進区域指定ですとか有望な区域の整理での実績を踏まえまして修正してはどうかというふうに考えています。

下の点線枠囲いの、まず【1】番を見ていただければと思いますが、これは2019年2月の合同会議の委員からのご指摘事項でございます。ここにありますように、今後の技術革新なども踏まえることが重要で、硬直的な運用となることは望ましくない。今後の技術革新なども踏まえて常に見直していくこととしてはどうかというふうにしていきます。

その上で下の点線枠囲いですが、促進区域指定ガイドラインの見直しの方向性の案でございます。下のほうに※が二つあります。一つ目の※ですが、例えば風況についてでございますが、一般的に設備利用率30%以上確保するために、平均風速7m/sというのが事業性の目安と言われておりますけれども、「系統確保スキームに関する事前調査」、これは国のほうで実施をいたしましたけれども、その風況条件、結果に基づきますと、NeoWinsですね、これはNEDOが出しております洋上風況マップですけれども、それにおけます高度140mでの年平均風速が7m/s。これは15MW級風車のハブ高さ付近における風速がレーレ分布に従う場合の理論設備利用率が35%以上というものを目安という形に修正したいと思います。

それから、二つ目の※ですが、着床式の洋上風力については、当時、一般的に比較的成本が安い設備が設置できる水深30m以浅の区域ということで事業性が高いと考えておりましたけれども、現状を踏まえますと、着床式の水深、おおむね50mから60mの水深という程度までであれば、それより深い水域の場合については浮体式という形にできるのではないかとということで修正をしたいと考えております。

それから、続いて、9ページ目でございます。こちらにも促進区域指定ガイドラインですけれども、指定基準第5号（漁業への支障）というものですけれども、1番にありますように、促進区域指定において、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」の基準ですけれども、これを満たしているかどうかの判断については、各海域で開いております法定協議会の中での協議結果に基づいております。ガイドラインでも漁業への支障の有無の確認というのは、「洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う」というふうにしてありますが、一方で、洋上風力発電、これによって生じる、漁業に与える「影響」、これが漁業に対する「支障」というふうになるかどうかは別の議論になるんですけれども、現場の案件形成の実態を踏まえますと、「支障」ではなくて、漁業に影響を及ぼさないことはあり得ないということで、漁業団体から意見交換に応じてもらえないといったケースが存在します。したがって、「影響」と「支障」の趣旨を明確にする

ということから、表現を修正してはどうかというふうに考えています。

それが下の点線枠囲い1番のところですが、「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」と書いてありますが、赤字のところ。洋上風力発電によって想定される漁業への影響を考慮しつつ、併せて実施される共生策等を通じて、発電事業と漁業等の共存共栄が実現可能かという観点から、漁業への支障の有無について協議会で判断するというふうに、実態に合わせてはどうかというものです。

それから、戻りまして、上の2番ですが、この各地で開いている法定協議会ですが、選定事業者が決まった後も、これは継続して実施していくことになります。それをなかなかご理解いただけていない、これはガイドラインに明記していないからということもあるんですが、実態踏まえまして明記をしていくことが妥当だろうというふうに考えておまして、下の点線枠囲い二つ目のところですが、一番下の行ですね。事業者選定後も選定事業者が加わった形で法定協議会を開催するという趣旨を追加しております。

続きまして、10 ページ目です。こちらは「有望区域」と「準備区域」の位置づけについてでございます。これ、地域調整の場面では、地元の関係者の方から、仮に「有望な区域」に整理された場合、これはなし崩し的に促進区域に指定されてしまうのではないかと、そういう警戒感を持たれていることが少なからずございます。一方、有望な区域は、これは「協議会を開始することについて同意を得ていること」を要件としておまして、協議会への参加は発電事業の実施に同意したことを意味するものではありませんので、その旨、都度説明している状況でございます。実際、協議会を設置したものの、回数が全然積み重ならない、そういう有望な区域もございます。海域によっては、まだ法定協議会を開催していないところも実態としてございますので、そういう点も踏まえて修正してはどうかというふうに考えております。

それから、4番にありますように、運用上扱ってきた「一定の準備段階に進んでいる区域」、これは通称準備区域ですが、これについて、地域において洋上風力発電の可能性が議論されているところを明確にするために、準備区域の位置づけを、下の点線枠囲いのおり定義してはどうかというふうに考えています。

それぞれ下のほうに、「有望区域」「準備区域」の定義の見直し案もございますので、こちらをご覧くださいと思います。

続きまして、11 ページ目です。こちらは、法定協議会の意見とりまとめに盛り込むべき事項というものでございます。

再エネ海域利用法では、「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と規定しています。協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として明示して、これは公募占用指針の一部になります。協議会意見とりまとめの内容については、各地域での法定協議会を開催しまして、これまで10個の促進区域を創出してきているわけですが、その合意形成の過程にお

ける議論を踏まえ、これ日々進化をしてございます。今回、協議会意見とりまとめに盛り込むべき基本的事項として、ガイドラインの中で、下の点線枠囲いにあります①番から④番を明記してはどうかと考えています。

一つ目が将来像です。二つ目が共生基金の算出方法の考え方、それから、12 ページ目、これは参考です、割愛いたしまして、13 ページ目ですが、三つ目が漁業影響調査の考え方、それから四つ目が発電設備等の設置に制約が生じる範囲ということでございます。これらをガイドラインに盛り込んでどうかというふうに考えています。

そして、14 ページ目です。こちらはセントラル方式の適用対象・対象外における促進区域指定前の調査についてでございます。

セントラル方式の適用対象となる区域については、これは JOGMEC が一元的にサイト調査します。国はその結果を用いながら、促進区域の指定基準への適合性の確認をすることができるんですけども、一方で、以前、この合同会議の中でもご確認、ご議論いただきましたけれども、JOGMEC 法の省令の規定の中で、この規定に合致しない区域では、セントラルの調査は実施されませんので、そういう実施されない区域では、別の方法で促進区域の指定基準への適合性を確認することが必要になります。

その場合、どのように扱うかというものなんですけれども、下の表をご覧くださいと思いますが、一番右上のセルです。セントラル方式の適用対象外のところについての扱いです。ここについては、国の調査ということなんですけれども、ここについては、風況については NeoWins で確認をし、今まで実施しておりました現地調査は実施しない。海底地盤については、従来どおりですけども、国交省が現地調査を実施するという形を取ればと考えております。

次、15 ページ目ですけども、その NeoWins の推計値と実際の風況観測データとの比較を示したものでございます。NeoWins の風況観測の結果ですけども、これは 10 分間の平均値を基に算定したものですけれども、これと実際の実測値、これはおおむね整合する傾向を示しておりまして、促進区域の指定の判断に活用できるというふうに考えております。

続きまして、16 ページ目でございます。こちらは都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係の整理というものでございます。これは、一般海域で洋上風力、案件形成しておりますけれども、これは再エネ海域利用法に基づく占用許可のほかに、都道府県条例に基づく占用許可の事例がございます。この関係性を、これは再エネ海域利用法との関係性ですけども、それを整理するために過去 2 回、都道府県に対して国から通達を發出して、考え方を明確化しています。

その中で、特に「一定規模の発電設備が設置可能である区域」については、再エネ海域利用法に基づいて進めていくことが適切という考え方を示しておりまして、その「一定規模」については 3 万 kW を一つの目安として提示しております。

一方で、3 番にありますように、この「一度に受ける占用許可の上限が 3 万 kW まで」

という形で、ちょっと都合よく解釈をされて、その後に、まさに隣接する場所で同様に別途、占用許可を申請する事業者が出てくる可能性というのが指摘をされております。再エネ海域利用法と都道府県条例との使い分けに関する原則的な考え方について見解を求められる、そういう例もございます。

こうした状況を踏まえまして、県条例との関係について、改めて以下の形で明確化してはどうかと考えています。

下の点線枠囲いの1番、これは、これまで通達で整理をしている見解（要点）でございますので割愛いたしますが、次の17ページ目です。この「一定規模」の区域として、今般、明確化する内容でございますけれども、都道府県条例による占用許可は、これは再エネ海域利用法が存在する中での例外的な措置として解釈すべきであって、その例外に当たる事例として、「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」に該当しない場合、それから促進区域に指定される見込みが乏しい場合というのが示されています。

その上で、当初のガイドライン策定時に「一定規模」の目安として引用した3万kWという数字は、「発電事業に用いる海域」を単位として判断することが適切だと考えております。

この海域の単位の捉え方なんですけれども、地域の実情を踏まえて、これは個別に判断されるべきものではありませんけれども、例えばということで、当該海域に関わる利害関係者が同一とみなせる海域、これは一例ですけれども、同じ共同漁業権内の水面を一つの単位とすることが想定されます。

また、「一定規模」に満たない区域として都道府県条例に基づき占用許可を発出する場合であったとしても、例えば、発電した電気の地域活用を盛り込む計画があるかどうか、都道府県条例という性質を考慮して許可するということが妥当であるという、そういう判断の下、行うのが望ましいと考えます。

他方で、「促進区域に指定される見込みが乏しい場合」の例ですけれども、これは国ですとか自治体との公的機関の関与の下に実施される実証事業、その性質から一時的または限定的であり、利用が限定的であり、再エネ海域利用法における「長期的」な発電事業を前提とした運用にはなじまず、行政財産の取扱い基準と整合が取れる案件が想定されるということにしております。

やや、すみません、細かい話も含めて、ありがとうございます。長い資料でしたけれども、以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、セントラル方式運用方針について、これについてご議論いただけますか。いかがでございましょう。ご意見、ご質問等あればですね。基本的なところは変わらずに、今、細かいという話がありましたけど、より実態に即して、細かく規定を直していくというか、そういうことだと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

大串委員から手が挙がって、大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございます。ご説明、ありがとうございました。非常によく整理されていて、よく分かりました。共生基金についてお伺いしたいと思います。資料の11ページに地域共生基金について記載していただいていたかと思うんですけども、金額に関しましては、こういうぐらいの金額かなと見ておりましたが、結局、誰がどうマネジメントしていくのか、責任の所在がどうなっていくのかということについてここに盛り込むというお考えはないのか、地域次第でいろいろ組織をつくっていただいてマネジメントしていく方向に行くのか、何かイメージが少し湧きませんでしたので、想定されているものがございましたら、ぜひ教えてください。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

菊池委員、どうぞご発言ください。

○菊池委員

菊池です。ちょっと待ってください、顔、映っていますでしょうか。

ここで言うべきことかどうかはちょっと迷うところなんですけれど、今後のことも含めてご検討いただけたらと思うことが一つありまして、それでちょっと発言をさせていただきました。それは、いろんな調査結果、私の専門は地盤なので特に地盤調査等が特にそうなるんですけど、このセントラル方式等で調査した内容を、セキュリティーをもって管理するというのは当然というふうに思うんですけど、実は最終的にセントラル方式で収集した地盤情報だけではなくて、あるいはその事業者のほうで設計・施工に関連して収集する調査データとか、そういうものがだんだん蓄積されると思うんですけど、そういったデータの取扱い、将来的な取扱いについても今後、議論していただきたいなと思ひましてちょっと発言させていただきました。その理由は、要は最終的には国が一括管理をして、要求される場合には情報提供するということがいずれ必要になるのかなと思ひまして、そんなことは、もしかしたら、もう十分お考えかもしれませんけど、どんなふうになっているかということもちょっとお教えいただけたらと思ひまして、今のご説明とちょっとずれてますけど、ちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうかね。

石原委員、どうぞ。

○石原委員

石原ですが、2点ほど伺いことがあります。まず1番目は2ページのところになるんですが、これが2ページですか。1ページですが、ごめんなさい、スライド番号とページ番号とずれています。今日、お話しされた、一つはセントラル方式の運用指針の話と、もう一つは参考資料になるんですが、セントラル方式としてのサイト調査の基本仕様は、骨子になったり、暫定版になったり、今度、正式な、ここで言うと本体版ということを決めることまで進めることにしたと理解しています。その詳細については、特に計測に関してはセントラル方式で調査するとき、基本設計と詳細設計がありまして、今日の議論の中ではあまり詳しく議論されていないんですが、実際、運用上、風と波というものが将来的に基本設計だけではなく、詳細設計のときにも使われるんですが、一方、地盤調査に関して、着床式に関してもそうなんですが、実際、風車位置を決められない限り、詳細設計できないので、したがって、風車位置が決まらなると調査はできないというような、地盤調査に関しては、どちらかという、今のセントラル方式を実施している部分は基本設計のためのものになるということになるんですが、今日は時間の関係もあって詳細のところを議論する時間がないかもしれないんですが、最終的に骨子とか暫定版を取るとき、調査内容はどこが詳細設計、どこが基本設計か、もうちょっと明確にして、二つの資料を矛盾のないように、あるいは、矛盾という言い方はおかしいかもしれないんですが、誤解のないようにまとめていただいたほうがいいかなというのは1点目です。

2点目は、また少しページが後ろに行きますが、浮体設計のところは今日出てきました。浮体設計に関しては、やはり浮体の研究そのもの自体はまだ進行形ですので、浮体の形式によって調査内容がかなり異なってくるということが考えられます。もう少しページを先に行ってください、6ページになるんですか、ここに書かれているように、先ほど私が申し上げたことにも少し関連するんですが、気象海象に関しては、得られたデータそのものが詳細設計にも使われるんですが、一方、その一個上のほうの地盤物性値というものは、実際、浮体の位置が決まらなると調査できないこともあるし、実施するにしても水深が非常に深いので、着床式を実施されている内容とかなり異なってくる可能性があるんで、どこまで実際実施するのか、今後、検討される内容になっているんですが、この辺については、先ほど1番目の問題にも関連するんですが、セントラル方式では、どこまで国がやって、どこを事業者がやるかというのは、もうすこし明確にできれば事業者にとっても、また国のほうも、実際、国の予算を使って実施するとき、予算のことも関係しますので、その辺、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、どうぞ。

○飯田委員

東大、飯田です。

詳細なご検討、いろいろありがとうございます。私、ちょっと幾つかあるので恐縮なんですけども、3ページ目のセントラル方式でのデータの取扱いのことについては、これは私がコメントもさせていただいて、十分に検討していただいて、ありがとうございますということと、あと、基本的にはいいと思うんですけども、このシステムコストというのが、ふだんに出てきてしまう費用ということもあって、これまでセントラル方式で議論してきたところは、その海域の調査結果が事業者負担するところまで理解しているんですけども、このシステムだと恒常的にかかる費用という形にだんだん出てくると思うので、その辺のコストプランの考え方というものを適切に考えていく必要があるかなというふうに考えております。

4ページ目、5ページ目のところは、私も石原先生と同じ意見でして、現状の、まだ研究開発も途上の部分も多くあって定かにならない部分もあるので、ここは明確に着床式と浮体式というものはちゃんと切り分けていただいたほうがいいというふうに思うことと、もし進められるときがあっても、最低限の調査というものがどのようにできるのかという検討も含めて進めていただけたら、過大なコスト負担を一選定事業者が負うようなことにならなくてもいいのかなというふうに考えています。

あと、7枚目のNKとJOGMECの連携については非常によいことだと思う一方で、何か事業者さんから見たら、NKとJOGMECがものすごく強い結びつきがあって、こういう認証機関というのは別にもあるので、希望される機関も幾つかあるので、そういう意味では、この一つですということがちゃんと伝えられるといいのかなと、誤解が少なくいいのかなというふうに考えていることと、あと、ここの結びつきが、見え方によっては何か詳細設計までちゃんとこのセントラル方式のJOGMECの調査にも使われるのだと思うんですけども、そこが強く関係するんじゃないかという誤解を招く可能性もあるので、少し考えていただいたほうがいいかなというふうに思います。

あと、8ページ目の平均風速を具体的に明記するという点ですけれども、基本的には、今の現状だとそれで結構かと思うんですけども、今後、風車の技術ですとか、そういうものの中では低風速の風車ができるようになって事業性がさらに変わってくる可能性も出てくるので、その具体的な数字を明記するという点については、途中でただし書が書いてあるんですけども、誤解がないようにということと、フレキシブルに運用ができるようにということをご考慮いただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

あとは、9ページ目のところの最後に協議会に対するコメントがついている部分は、私は非常にいいんじゃないかなというふうに感じております。

あと、10ページ目の点線枠の改訂については、誤解を招かないという意味でも非常にいいのではないかなというふうに思っております。

あと、11ページ目の共生基金に関しては、一応、こちらにも書いてありますけども、国民負担の抑制ですとか、国民の理解を受けるといった意味では、やはり地域のカスタマイズはやはりするべきだとは思うものの、標準的な基準というか、参考になるようなものとい



うのは、ある一程度、期待されていたほうが理解が進むのではないかなというふうに感じております。

そんなところですね。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかに、いかがでしょう。よろしいでしょうかね。

それでは、事務局のほうからコメントをお願いします。

○事務局(石井室長)

ありがとうございます。幾つかご指摘いただきました。まず、大串委員からいただいたご指摘ですけれども、共生基金のマネジメントの仕方については、これ算定の仕方については、最後に飯田委員からいただいたように、一定の考え方をしっかり示していくということが、地域間の公平性の観点から大事だと思っておりますが、その共生基金をどのようにマネージしていくかというマネジメントの仕方については地域次第だというふうに考えています。といいますのも、我々、幾つも今、有望区域、促進区域をつくり出しながら地元に入って、一緒に地域の方と議論しておりますけれども、海域によっては複数の市町村にまたがるという案件もございます。それから、漁業のみならず、漁業ではない地域の振興といったものもありまして、漁業と地域との配分をどうするかといった論点もございます。こういうのは、各地点ごとにそれぞれ抱えている課題ですとか、扱う共生基金の中身ですとか、そういったものがまちまち、三者三様であるというのが実態でございます。そうした中でも、やはり大事なものは、共通して言えますのは、この公平性の観点に加えまして透明性ですね。どのように管理していくのかという透明性のところですが、ここについても今申し上げたような背景から、各地域ごとにしっかりと法定協議会のとりまとめの中で扱いを明確に記していくということが妥当ではないかと考えております。

それから、菊池委員からご指摘いただきました地盤データの扱いですけれども、こちらについては、特に事業者が取得した地盤データ、地質データ、これについては権利関係をよく気にしていかなければいけないと考えております。今日ご指摘いただいた点については、引き続きの検討課題とさせていただきます。

それから、石原委員からご指摘いただいた点でございます。こちらはセントラル方式の対象が、事業者が実施する詳細設計も含んでいるのかどうかというご質問に帰着するかと思っておりますけれども、原則、JOGMECが実施します風況、それから海底地盤のセントラル方式の調査、これは事業者が実施します基本設計、それ向けの調査となります。ただ、当然これは選定された事業者には、この情報が有償で提供されて使える状況になるわけですけれども、その後、基本設計のみならず、詳細設計にも当然使っていただいて構わないと、そういうものでございます。実際は、先生ご指摘されたとおりでして、風車を設置する位置が詳細確定した上で選定された事業者が詳細設計を行うために地盤調査については追加で実施していくということが想定されます。

それから、飯田委員からご指摘いただいた点です。セントラルのシステムコストをどのように捉えるかという話ですけれども、今申し上げましたとおり、選定された事業者からは、このセントラル調査でかかった費用を回収するという形になりますが、この回収の範囲についてどう整理するかということと同時だと思えます。詳細に中身を検討していく段階でよく整理していきたいと思えます。

それから、セントラル調査に関する着床式と浮体式の切り分けの議論をいただきました。これについては、すみません、今日、参考資料2の中で、地盤調査は着床、それから浮体という形で切り分けて記載をさせていただきます。

それから、登録機関についてご指摘いただきましたけれども、まさに複数あるのはご指摘のとおりでして、その点も含めて誤解なきよう対応していきたいと思えます。

それから、低風速に対する将来的な対応もご指摘のとおりでございます。今後の技術の進展も踏まえてフレキシブルにガイドラインについても適時見直すといったことで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございましたということで、よろしゅうございますか、こういうことで。幾つかご指摘いただいた点についてはこれからという、あるいはそれに気を配りながら進めていただくと、こういうことだと思います。ということで、事務局のご提案については大きな反対はなかったというふうに思いますので、この方針でお答えができればというふうに思います。

### (3) 洋上風力のE E Z展開へ向けた論点について

○山内座長

それでは、議事を進めさせていただきます。3番目ですけれども、3番目はE E Zの問題ですね。洋上風力のE E Z展開へ向けた論点についてであります。これは資料の3ですね。これのご説明をお願いいたします。

○事務局(石井室長)

はい、承知しました。それでは、洋上風力のE E Z展開へ向けた論点でございます。

1 ページ目、おめくりいただいて、E E Zにおける洋上風力発電の実施に関する、これは検討状況等について、まず、ご説明をいたします。

洋上風力発電は、まさに今、再エネ海域利用法に基づいて、これまで着床式を中心に4.6GWの案件形成が進捗しておりまして、2030年の10GW目標の達成に向けて着実に進展してございます。どうもありがとうございます。そして、ただ他方で、2040年の30から45GWの目標、これを達成していくためには、開発に要するリードタイム、これを考慮しますと、やはり世界第6位の面積を誇る我が国のE E Zも視野に加速していく必要があ

るのではないかと考えています。

左下をご覧いただければと思いますけれども、EEZ拡大に向けた政府方針が幾つか出されております。一つは、こちらは再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定ということで、今年の4月4日ですね。あと、もう一つが二つ目、②ですけれども、今年の4月28日の閣議決定ですけれども、第4期の海洋基本計画、それぞれに記載がございます。

こういった背景の下、現在、内閣府において、国連海洋法条約（UNCLOS）との整合性を中心に、国際法上の諸課題について有識者をメンバーとする検討会を開催して、2023年1月に取りまとめが実施されたりですとか、環境省においても、EEZにおける環境配慮の確保を含む、風力発電に係る環境影響評価制度の在り方についての検討がなされています。

EEZの拡大については、区域の設定に関するステークホルダーの調整を中心にしまして、関係府省をまたぐ多様な論点が想定されます。

右下の表を見ていただければと思いますけれども、内閣府の海洋事務局を中心に関係省庁が連携した検討、それから制度設計が必要です。この合同会議においても、EEZにおける洋上風力発電の実施に向けまして、区域の設定ですとか、事業者選定プロセスを中心に、必要な論点について提示をしたいというふうに考えております。

続きまして、次のページに行く前に、現在の内閣府のこの検討状況について、簡単に内閣府からご紹介いただきます。お願いします。

○内閣府(粕谷参事官)

内閣府海洋事務局参事官の粕谷と申します。

私のほうからは、排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会、これの取りまとめ結果をご紹介させていただきたいと思えます。資料4となります。

まず、この検討会の趣旨でございますけれども、資料上部の記載でございますけれども、今後、EEZにおいて洋上風力発電を実施するための制度を検討するに当たりまして、国連海洋法条約、いわゆるUNCLOSとの整合性を中心に、国際法上の諸課題に関する検討を行うという、そのために内閣府海洋事務局長の私的懇談会として設置したものでございます。言わば、今後の国内法制度を検討するに当たりまして、まずはUNCLOS上、政府としてどのような政策オプションを取れるのか、また、どのような点に注意すべきかといった概要を整理すると、こういった位置づけでございます。

検討会のメンバーでございますけれども、この合同会議にもご出席の來生先生に座長になっていただきまして、国際法や技術などをご専門とする各有識者の方々、それから、外務省、経産省、国交省をはじめ、関係省庁で構成したものでございます。

左下にあります6項目を主な論点としまして、右下、スケジュールにありますとおり、昨年10月から本年1月までの計5回にわたりまして検討を重ね、結果を取りまとめたものでございます。

それでは、次のページから各論点についてご紹介をさせていただきたいと思います。1枚めくってください。

まず、論点①洋上風力発電施設の国際法上の位置づけでございます。これ、とりわけ浮体式の洋上風力発電がUNCLOS上の施設及び構築物ではなくて、船舶と位置づけられるのではないかと、こういった論点がございます。仮に船舶だといたしますと、当該浮体式風力施設の旗国が管轄権を行使することになりまして、仮に日本以外の国が旗国の場合には我が国でなくて、当該国が洋上風力施設のコントロール権を持つことになると、こういった論点の議論。

この点につきまして、検討会では、着床式はもとよりなんですけども、浮体式でなくても、洋上風力発電施設は係留索などによって特定の場所に固定されますし、それから、主たる活動目的が経済目的であるということから、UNCLOS上の施設及び構築物に位置づけることが適当と、こうした結論をいただいたところでございます。

続きまして、論点②主権的権利・管轄権の範囲でございます。これは、UNCLOSに規定されます風からのエネルギーの生産に関する主権的権利・管轄権といたしまして、具体的に国はどのような政策オプションを取り得るのかという論点でございます。この本合同会議の議案とも関連性の高い論点かというものになります。

検討会の結論でございますけれども、領海と異なってEEZに対して国が財産的権利を有していないんですけれども、国内法上、適切な手続を定めれば、風からのエネルギー生産に関する主権的権利の行使の一環として、洋上風力発電の建設、利用時のメンテナンス、解体の各段階にわたりまして、必要な許可、監督処分、報告徴収、立入検査、こういったことを行うことができると考えられると、こういった整理をいただいたところでございます。

続きまして、論点③安全水域の設定でございます。これ、船の航行の安全と、それから施設・構築物の安全を両立するために、EEZにおいて、洋上風力発電施設の周囲に安全水域を設定することができるのか、また、それが可能な場合にどの程度の範囲を設定し、周知すべきかと、こういった論点でございます。

これにつきましては、既に存在する「海洋構築物安全水域設定法」、これを適用することになりまして、洋上浮力発電施設の外縁から500mを超えない範囲で安全水域を設定できること、それから、UNCLOS上必要となります「適当な通報」として、安全水域の位置・範囲の告示、水路通報といった周知を行うことが必要であると、こういった整理をいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、次が論点④でございます。他国の権利に対する妥当な考慮でございます。これは、EEZ内で洋上風力発電を実施する場合のUNCLOS上の他国の権利、例えば他国の航行の自由ですとか、海底電線等敷設の自由、こうしたものに対する妥当な考慮についての論点でございます。

これにつきましては、検討会におきまして、EEZの沿岸国がUNCLOSに基づき権

利・自由を行使する際に、他国の権利及び義務に対して妥当な考慮を払うのは一般的・総則的な義務である点、それから、「航行の自由」との関係では、洋上風力発電施設の設置位置の海図への記載、それから、安全水域の告示、こういったことにより、妥当な考慮を果たしたことになるということ。さらに「海底電線等敷設の自由」との関係では、少なくとも、設置に当たりまして、ケーブル同士の摩耗を防がなきゃいけないものですから、これら、一定程度の距離を取る、こういったことなどの対応が妥当な考慮と言えるとの結論をいただいたところでございます。

続きまして、論点⑤環境影響評価でございます。これは、洋上風力発電をEEZで実施するに当たりまして、海洋環境影響評価をいかにして行えばUNCLOS上の義務を果たせるかという論点でございます。

これにつきまして、検討会では、国際社会での議論や他国の現状などを踏まえながら、所要の国内的措置を講じた上で対応する必要があること、それから、その際に、現行の環境影響評価法の手続では、関係都道府県市町村の関与が規定されているわけですが、これが自治体の領海内と異なって、EEZでは特定のエリアを管轄していないという点にも留意する必要があるとの整理が行われております。先ほど事務局からもありましたとおり、コメントも含めて、今、環境省の中央環境審議会でご議論がされているとしております。

最後、論点⑥事前通報・公表の可否でございます。これも施設及び構築物の建設につきまして、関係国に対して個別に事前通報を行う国際法上の義務はないのかという論点でございます。

これにつきましては、他国の国家実行なども踏まえながら、事前通報などの可否や範囲において適切に判断する必要があると、こうした結論をいただいたところでございます。

以上が今年9月に取りまとめられました国際検討会の検討結果の概要でございます。

私からの説明は以上です。

○事務局(石井室長)

ありがとうございます。

続きまして、資料、戻りまして、次のページです。これは現在の領海内、主に沿岸の領域ですけれども、現行再エネ海域利用法に基づいた促進区域の現状、有望区域、準備区域でございます。おさらいとしてお示しをしております。

次のスライドですけれども、現行再エネ海域利用法に基づく区域の指定・事業者公募の流れ、これもおさらいになりますけれども、まず、各地域、都道府県から情報提供を国にいただきまして、いただいた海域については、一定の準備段階に進んでいる区域になり、その中でも、左下の枠にありますけど、有望な区域の要件に合致していれば、有望な区域に、いわゆる昇格をする形になります。

そして有望な区域になりますと、今度は、各区域ごとに法定の協議会、これ、利害関係者の方々に入っていただき、国・自治体が入って、議論をしてとりまとめをすると。と

りまとめに至れば、今度は経産・国交両大臣が促進区域として指定をして、そして、経産・国交両大臣が事業者の公募を行うという流れになります。

その上で、次のスライド、4ページ目でございますけれども、このEEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、まず達成すべき事項として我々が考えているものが、これではないかということで今お示しをしているんですけれども、2040年の30～45GWの案件形成目標、これ、達成するためには2030年以降は、年平均2～3GW程度の案件形成が必要になります。

現状は下の表、グラフを見ていただければと思いますが、年平均1GW程度の案件形成を進めておりまして、2021年時点では第1ラウンドが1.7GWで、その隣の棒グラフですけれども、第2ラウンドが今現在審査中ですが1.8GW、そして、現在というところで、これからまさに今日1個目の案件で皆様にご審議いただきましたけれども、事業者公募をしていく1.1GWの第3ラウンドということで4.6GWまで来ています。

ただ、2030年以降については、これ、年平均で2～3GW程度の案件の形成が必要となります。あわせてということで、上の青いところですけども、EEZにおける洋上風力発電の導入に向けまして、3点、実現していく必要があるのではないかと考えています。

まずは、複数海域で大規模案件（GW級）を同時に形成するとともに、リードタイムを短縮していくということ。二つ目は何といても、国民負担を抑制していくということ。そして三つ目が事業者にとって予見性ある仕組みとしていくということではないかと考えています。

次のスライドです。5ページ目です。では、海外ではどのようにプロジェクトの案件形成から事業者選定を行っているかというものを整理したものですけれども、大きく大別すると、二つのパターンに分けられます。

まず①とありますけれども、いわゆる一段階方式というふうにここで呼んでおりますが、政府が海域選定や事前サイト調査、それから環境アセスなどを実施した上で、海域のリース権と支援価格を一度の入札で決定する方式です。

もう一つの方式が二段階方式と称してありますけれども、政府が海域を選定した上で、まずは海域リース権の入札を実施します。これが一段目です。その上で落札事業者が、サイト調査や環境アセスなどを実施した上で、今度は二段階目の入札に応札をする、これ、支援価格の入札です。そういう方式です。

なお、各国政府ですけれども、海洋空間計画を策定しておりまして、その策定プロセスの中でステークホルダーとの一定の合意形成を政府主導で実施しているという例が多くございます。

各国どのようにやっているかというのを下の表にまとめております。詳細は割愛いたしますけれども、一段階方式、二段階方式、そして韓国だけはオープンドア方式ということで、一段階、二段階にもなりませんけれども、事業者が各自で海域を選定して調査を実施しという手法が取られています。

次のスライドです。こちらが、今申し上げた諸外国のE E Zにおける洋上風力プロジェクトの開発の流れです。基本的には、今申し上げた流れをフローチャート、図示したものですけれども、ポイントが下にございます。一段階方式については、これ、利害関係者の合意が得られた状態で事業者が選定されます。一方で、価格入札と最終投資決定との間のリードタイムが長いという点が挙げられます。

二段階方式については、事業者が海洋調査、それから設計等終了後に入札に参加する。これ、二段階目入札ですけれども、そういうスキームなので、より精緻な計画の策定が可能と。それから、事業者が海洋調査・設計と並行して利害関係者の合意形成を実施するということから、複数海域で大規模プロジェクトを同時に展開することが可能ということとございます。これ、要は、政府のリソースの制約を受けにくいという点が挙げられるのではないかと考えております。

それぞれの国ごとの入札方式の概要を、これから、この後から参考という形でデンマーク、イギリス、それからオーストラリア、韓国という形でお示しをしています。詳細は割愛をいたします。

その上で、13 ページ目、主な論点でございます。先ほど申し上げました3点ですね。この3点を実現するためには、区域の創出方法や入札方式はいかにあるべきかというふうに考えています。下に1、2、3、4とありますけれども、まず一つ目が区域創出関係ですけれども、国は公募区域をいかにして設定するか、また、その区域設定の前に、地質や風況についてどの程度の実地調査をするべきかというもの。それから、利害関係者をいかにして特定し調整するか。

それから二つ目ですけれども、事業者決定プロセスです。E E Zは国有財産法の適用外でございます。したがって、領海内の制度とは異なる必要があるのではないかと。ことと、事業者決定・支援価格の決定のタイミングがいかにあるべきかと。

それから、3点目が事業者の選定基準はいかにあるべきかと。

4点目が、その他、海域利用の徴収などについては、その是非も含めていかに考えるべきかというような論点でございます。

今日は、初めてE E Zについての議論を提示したものですので、ここで何かを決めるですとか、精緻なものを詰めていくというのではなくて、広めに、この合同会議の中で扱うという観点からは、広めに論点という形で提示をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、今、ご説明があったように、まず論点提示で皆さんのご意見を幅広くいただきたいというのが事務局の意図だというふうに思いますが、來生先生、後で全体コメントをいただく時間を設けようかと思っておりますが、この問題について、座長になられたということもあり、何か今の説明に付け加えることとか何かあれば最初にコメントをいただくといいのかなと思っておりますけど、いかがですか。

○來生委員長

はい。來生でございます。

今ご説明があったとおりとかしか言いようがないんですけども、少なくとも、私が座長をやった昨年から、昨年度の終わりにかけての委員会で、国際法的な問題があるか、ないか、これは、ある意味で、答えが出て、あらかじめ出ているような問題でもあって、特にいろいろ六つの論点、それぞれについて国際法的に制約はかからないだろうと。いろいろな配慮は必要だけれどもということで、結局、国内法制をどうつくっていくかということで、EEZについては、一定の範囲で国内法をそのまま適用できるというのが、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律の規定であるんですけども、そのときに前提になるとすれば、まさにこの委員会で対象にしている再エネ海域利用法なんですけれども、やっぱり何といいますか、国内の沿岸から徐々に徐々に沖合展開をしつつある再エネ海域利用法の現状と、排他的経済水域、自然条件も違うし、それから、工学、そこに何か物を造る、浮体式を造るといふときのいろいろな条件も全然違ってくるということで、今、検討中だとは思いますが、別の法律をつくっていくという方式になるのかなと、個人としては思っている、排他的経済水域を対象にして、まず、そういう法制度をつくって、逆に、それが今度、排他的経済水域、一番遠いところは200海里で随分遠いんですけども、一番近いところは、まさに領海を一步超えれば排他的経済水域ですから、ということで、外、排他的経済水域の法制度をつくった上で、現在の国内法である再エネ海域利用法との共生というものを考えていくというのが、多分、現実的なアプローチだろうなというふうに思います。

排他的経済水域の法制度をどうつくるかということについては、領海は、一応、その大前提として、今ちょうど2の事業者決定プロセスの(1)で出ていますけれども、領海は海面下の土地は国有だということで理解されている。所有権のある海域と排他的経済水域というのは公海の一部で、国に所有権はありませんから、そういう大前提、法制度をつくる大前提になる所有権の有無という違いをどう整理するかというところが、何というか、理屈の上ではかなり面倒くさい問題なんですけど、私はそこは十分に解決可能だというふうに考えています。

あとは、漁業との共生も、漁業権漁業の共生か許可漁業の共生か、そもそも地元、今の国内法でいう地元というコンセプト、地元といいますか、地域というコンセプトは、多分全く違ったものになってしまうというようなことで、これから、今まさに各省庁でいろいろご検討になっている国内法の具体的な中身というのは、なかなか考えなきゃいけない問題というのがいろいろあるなど。非常に一般的なコメントを今の段階でするとしたらそんなところでございます。

以上です。

○山内座長

はい。ありがとうございました。



ご参考いただいて、またほかの委員の方ですね。コメントがあれば、ご発言願いたいと思います、いかがでしょう。

石原委員、どうぞ。

○石原委員

ご説明、ありがとうございます。

EEZについては、先ほども説明していただいたように、昨年からいろいろ検討されて、いろんな問題というか、いろんな論点を整理されていて、かなり明確になっています。日本もイギリスに近いところ、似てるところがありまして、イギリスの洋上風力開発を振り返ってみますと、2001年にラウンド1、2003年にラウンド2の公募を開始されまして、二つのラウンド、大体860万kWという容量で公募をされまして、この数字は大体、日本政府の目標、2030年1,000万kWに近い数字というふうに理解していますが、20年前にイギリスがこういう公募がされて、今、まさしく日本国内で同じように公募しています。ラウンド1、ラウンド2もどちらかというイギリスの領海内の開発です。そういった意味では、今現在、日本で実施されているラウンドと非常に近いです。

一方、イギリスでは、ラウンド3が2010年に公募を開始されまして、その規模は3,200万kWでした。まさしく、今日議論されている2040年の政府目標に近いです。やはりこのぐらいの規模のものをできないと2040年最大4,500万kWという目標は実現できないので、ラウンド3というのはイギリスの場合もEEZで検討されていますので、そういう意味で、イギリスで実施された公募はそういう区域をどうやって創出したのか、また、事業者をどうやって選定したのか、制度設計も含めて、非常に参考になるんじゃないかと思っていますので、ぜひ今後、もうすこし詳細に調査していただいて、イギリスの経験を参考にいただければと思います。

私自身は、日本もこういったEEZを議論できて、なおかつ、具体的に動き出すという年になっているということをうれしく思っています。

2番目は、まさしく今日の論点、区域の創出に関して、国がどこまで、例えば、風況とか地質調査をするという話がどの程度を実施するかについて、先ほど既にコメントをしたように、地質と風況あるいは海況と区別して議論する必要はあると思います。

風況と海況に関しては、なるべく詳細に、しかも精度の高い調査を実施していただければ有益だと思っています。風況と海況データが取得でき、精度の高いデータが取得できれば、ウインドファームの配置、あるいはウインドファームの具体的な風車の位置ということは分からなくても問題ありません。というのは、風車位置の風況と海況を再調査する必要は全くなく、実際に代表的な風況と海況データがあれば、ウインドファーム内の風車の位置の風況と海況を評価することができるのです。そういう意味では、早い段階で現地調査をすることにおいては非常に有益だと思っています。

一方、地質調査に関しては、風車の最終位置が決定できないと、詳細な調査、特にボーリング調査とか、そういったものは難しいです。代表的、あるいは基本的な調査を実施し

て、例えば、海底の地形とか、海底面の状況、あるいは音波調査などできるような調査を実施したりすればよいかと思えます。一方、詳細設計の段階で使うようなボーリング調査、あるいは詳細調査については、最終的に事業者が決定された後、詳細設計の段階で実施していただければと思います。

3点目です。事業者の決定プロセスに関しては、EEZが国の財産法の適用範囲外であり、何か異なる制度が必要あるかどうかということについては、個人的には、洋上風力開発の観点からいうと、EEZであろうと、領海であろうと、基本的に風力開発の観点から、今まで諸外国の開発を見ても、大きな差はないので、将来洋上風力が主力電源を目指すということを考えれば、やはりそれなりの選定基準が必要です。一般海域の選定基準を基本的に適用してもいいのではないかと思います。やはりきちんとした事業者を選定することが大事であるというふうに思っています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は片石委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○片石委員

はい。片石です。

候補区域の設定について、この最初のプロセスの最初のところになりますけれども、これまで、沿岸での洋上風力の事業で、その場合の関連する漁業は沿岸漁業だったわけですが、それらと違って、このEEZ展開をする場合は、広い漁場で漁業を行う、いわゆる沖合漁業、まき網漁業とか、底引き網漁業といった、そういった漁業との協調が必要になってくると。それに対して、漁業に支障がないような水域というものを見出す必要があるというふうに思います。

実は、この件に関して、元水産庁長官で、現在、東京水産振興会理事の長谷さんが海洋政策研究所の「Ocean Newsletter」552号で、論文を寄稿しております。洋上風力発電の沖合展開に大切な視点ということで寄稿されているんですが、もう既にお読みになっている方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、その中でご指摘いただいていることを少し紹介したいと思います。

まず、沖合漁業がかなり広い範囲で航海をし、操業をしているわけですが、漁法別にそれらがどのような状況になっているのか、これを確認すること。そして、水産庁の担当部署ですとか、漁業関係団体への聞き取りを行うということを行いまして、国が海域を選定していくということが必要になるということです。

また、広い海域で航海したり、操業しているということを踏まえ、個別案件ごとに漁業事業者に示すということではなくて、関係する全ての計画を示すことが必要だと指摘されていまして、今回の資料にも複数案件を同時に形成するという記載がありますけれども、これらの配慮というのがやはり必要なのではないかと思います。

また、回遊する水産生物への影響などについても考慮すべきではないかということが挙

げられておりました。

沿岸で漁業振興とか、地域振興という方策は、沖合事業者に対してはあまり魅力的ではないということで、なかなか簡単ではないと思いますけれども、今後、区域創出関係について区域を設定していく際には、そのような考慮をしていただくとともに、関係する漁業者や発電事業者が、あまり困惑することのないように、国にはしっかりと、この区域設定をしていただきたいと思いますし、それに対する法律をつくっていくというところは、行政の皆さんの役割だと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

○山内座長

次は、原田委員、どうぞ。

○原田委員

再度の発言の機会、ありがとうございます。

私からは2点申し上げたいと思います。私も石原先生のご指摘と似通っているんですけども、既に欧州、ドイツ、英国といったところで、既にもうEEZへの展開というのが実際、もう行われておるということからしても、恐らく彼らの中でも国際法上での論点というのはないんだろうなと思ったり、国内法、もちろん法体系が違うというのは重々理解しておりますけれども、どのような形で法解釈をしていったのかというのは、事例として参考になるのではないかなというふうに思っておりますので、これまでの例というのをきっちり見ていっていただくということかなというふうに思います。

二段階方式かという点、2点目については、私は基本的に、もちろん二段階方式にもいろんなやり方があるというのは理解しておるものの、原則的には賛成をさせていただきたいと思います。理由として二つございまして、一つはもちろんリードタイムの問題で、これは大幅に恐らく、いわゆる投資決定までというものが短縮できると思います。昨今、非常に投資決定に至るまでの期間におけるインフレでございますとか、為替の変動という非常に大きな 이슈になっておりますので、そこが少しでも解消の方向に向くということに大きく寄与するかなと思っております。

2点目は、英国、欧州、双方ですけれども、大きなエリアを設定する中で、事業者がやりやすいところ、創意工夫を凝らしてエリアを選定できるという点についても非常に有効かなと思います。今の片石先生のお話にもございましたけれども、これは、当然、漁業者との調整、漁業との共生といったことも含めて、エリアを自由度をもって、大きさもそうですし、場所も事業者の選定等、工夫の余地を残すという意味でも二段階方式は非常に有効かなというふうに思っております。

今後、詳細を詰めていかれる上で、いろんなパターンをご研究いただいて、ご議論していただきたいと思いますというふうに思います。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

それでは、飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

東大、飯田です。発言の機会、ありがとうございます。

まず、初めに、4ページ目のところに、年2～3GWの案件というところを目指すという表明は非常にみんなが元気をもらえるというか、元気が出てくるようなことじゃないかなというふうに思っていますので、ありがとうございますということと、あと、他方で、やはり国内産業がこれについてこられるかということも重要な視点だと思いますので、この中での議論ではないというふうには聞いておりますけれども、やっぱり産業育成という目線もよくご考慮いただけるといいかなという意味では、論点ではないのかもしれませんが、考慮いただく事項として忘れないようにしていただけたらなというふうに考えておりますということと、あと、6ページ目のところの一段階、二段階の話につきましては、先ほど、原田委員からもご指摘というかコメントがありましたけれども、私も二段階方式のほうが事業者にとって具体的な検討が近くできますし、リスクとしても大分減らすことができるだろうということもあります。さらには、事例を見ていただくと分かる通り、やはり大規模な規模を展開できるというのは、こちらの二段階方針のほうが、事例としても出ておりますので、二段階方式がいいのではないかなというふうに考えております。

あと、13ページ目の主な論点のところに記載されている部分として、区域創出関係については、もちろん地質・風況等々も大事なんですけども、今度、EEZになると、接続点というのが比較的自由になるというか、いろいろ定めないといけないところもあったり、システムの制約も結構いろいろ出てきてしまう可能性もあるので、システムについての観点も適切に加えていくことが重要じゃないかなというふうに考えております。

あと、事業者にとっての予見性のある仕組みということで、国有財産法の適用外というのがどういうところまで及ぶのかですけれども、やはり事業者が、こういうEEZにおいても適切に、何というんですかね、守ってあげられるような仕組みになることも重要なことというふうに考えておりますので、そこもご検討いただければというふうに考えております。

そういう目線を見たときに、EEZになったときに、こちらの事業者の選定基準等にも関係するかもしれないんですけども、やっぱりSPCになると思うんですね。SPCになるときに、自国の企業、もしくは多国籍になったときにどういうふうに比率とかを考えていくのかということも重要じゃないかなというふうに考えておりますので、その辺を考慮いただけると幸いです。

そんなところですかね。ありがとうございます。以上です。

○山内座長

はい。ありがとうございました。

そのほかに意見、ご発言、ご希望いらっしゃる……。

よろしければ、それでは事務局のほうからご回答、コメントをいただければと思います

が、いかがでしょうか。

○事務局(石井室長)

どうもありがとうございます。

現在、政府の内部で法制的な部分も含めて、今、内閣府さん中心に関係省庁が入って詰めて議論しているところでございます。引き続き、今日お示しした3点を意識しながら、国内法規との関係も踏まえつつ、検討を進めていきたいと思っております。

また、今日、漁業のお話もいただきました。現行制度上でも整理をしておりますように、漁業ですとか、防衛レーダーといった他の関係省庁とも、よく本件、調整しながら進めてまいります。

こういった制度の大枠的なところから、今日ご指摘いただいたような国が実施すべき事前調査のスペックですとか、あと、今、飯田委員からいただいたSPCの選定といった事業者選定プロセスなども今後議論していくべき点というふうに理解しております。

それから、国内産業育成の目線、ご指摘いただきましたけれども、これもそのとおりだと思っております。これまで、これは現行の再エネ海域利用法を通じまして、沿岸の海域での約4.6GWの案件形成が進んでいるわけですが、私としては感じる事としては、個社名を挙げるのは避けましても、洋上風力に向けて新たな投資がかなり進んでいるというふうに理解しております。

2020年に2030年10GW、それから、2040年30~45GWという目標を掲げて、これまでコンスタントに案件形成を進めておりますけれども、そういった取組に加えまして、サブライサイドを支援させていただくような支援策と連動して、国内への国外における新たな投資というのが進んでいるというふうに理解しております。

EEZ展開を進めていく上でも、こういった産業政策的観点も極めて重要だと思っております。そういう視点も盛り込みながら検討を進めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上です。

○山内座長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうかね、ほかにご意見。

先ほどから言っているように、この点はこれから議論すると、詰めていくということですので、いろんな観点からご意見をいただくのがよろしいかと思っております。今日も非常に有用なご意見をいただいたというふうに思いますので、これについては、じゃあこの辺で議論をやめたいと思っておりますけれども、全体を通じて、來生先生、何かコメントがあればお願いしたいと思っておりますが。

○來生委員長

全体というのは1、2、3という。

○山内座長

そうです。あるいは3番だけでも結構ですけれども。

○來生委員長

いや、3番については、先ほど述べたこと以上にコメントすべきことはないと思っております。

1番、皆さんがおっしゃるとおり、今回、これでやるというようなことは、ある意味で、何というか、合理的な決定で、それと別に、第2ラウンドのレビューをどうやっていくかということは、皆さん、ご指摘のとおり、大変大事なことだと思います。

それから、2番目の論点のセントラル方式の見直し、これも特に事務局のご提案のとおりで結構だと思います。何と申しますか、ガイドラインの見直しの部分、漁業との関係の部分も含めて、こういう形でいろんな経験を踏まえながら、特にガイドライン部分を使いやすいものにしていくというのは大変大事なことだと思っております。

そんなところでございます。

○山内座長

ありがとうございました。

特に全体を通じてご発言、ご希望あればあれですけれども、よろしゅうございますかね。それでは、この辺で議論を閉じたいと思います。

事務局、何かあれば、ご発言願えますか。

○事務局(石井室長)

どうもありがとうございました。本日も、3点にわたりましてご議論いただき、どうもありがとうございました。今日お示したのものについて、パブリックコメントにこの後、付しますというふうに明記しているものについては、引き続き、手続を踏んで進めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

それから、JOGMECですね。参考資料4のほう、すみません、ちょっとご覧いただければと思いますけれども、参考資料4、投影していただけますでしょうか。

JOGMECが実施します調査の個別仕様の作成に当たりましては、必要に応じて有識者や事業者等からの意見聴取を行い云々というふうに先ほど資料中に書かせていただいておりますけれども、これを踏まえまして、令和6年度に実施する調査に関して、アンケート、それから事業者等を対象とした説明会を実施するということですので、ご紹介させていただきます。参考資料4に投影しております。

以上でございます。

○山内座長

はい。ありがとうございました。

それでは、以上ということになります。先ほどもちょっと公募占用指針について申し上げたんですけど、基本的に事務局案でということでもよろしいかと思っておりますけれども、先ほどちょっと事務局から都道府県知事と学識経験者への意見聴取が必要ということで、この点の学識経験者については、私と來生委員長で対応したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、セントラル方式のガイドラインについても特に異論がないということですので、幾つかご意見をいただいたところを事務局は踏まえていただいて進めていただくということだと思います。

それから、E E Zの法関係、これもいろいろご意見をいただきましたので、ご参考にしていただくということによろしいかと思っています。

### **3. 閉会**

○山内座長

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会とさせていただきます。本日もご多忙中のところ、ご熱心に議論いただきましてどうもありがとうございました。